

督促状

様

群馬県公安委員会 印

あなたに対し、道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(年 月 日)を経過しても未だ納付されていませんので、同条第 1 3 項の規定により督促します。

次の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されない場合は、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項の規定により、あなたの財産を差し押さえることがあります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですのので了承願います。

| 年度 | 弁明通知書の番号 | 放置違反金 | 延滞金 |
|----|----------|-------|----------------|
| | 号 | 円 | 円 年 月 日までの額 |

| | |
|--------|---------|
| 指定納付期限 | 年 月 日まで |
| 納付場所 | |

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に、群馬県公安委員会に対して異議申立てをすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、異議申立てをした場合には、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(重要)

注 1 上記の放置違反金等を納付しない場合は、法令の規定により車検拒否の対象となります。

注 2 先に送付しました納付書は使用せず、同封した納付書により上記納付場所の金融機関の窓口でお納めください。

なお、納付した場合は、納付書に添付されている領収証書が当該放置違反金等を納付したことを証する書面になりますので、大切に保管の上、車検を受ける際に提示してください。

注 3 延滞金については、裏面をご覧ください。

| |
|-------|
| 照 会 先 |
| 〒 |
| 電話 |

(裏)

延滞金について

納付期限までに放置違反金を納めなかった場合は、当該放置違反金の額に、その納付期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を納めなければなりません。ただし、延滞金の確定金額に1,000円未満の端数がある場合又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額は、切捨てになります。

この場合において、年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。